

現場代理人に係る緩和について

建設工事請負約款第 10 条に規定する現場代理人について、下記のとおり緩和します。(ただし、東温市以外の発注者の工事との兼任は、該当する発注機関の承諾がある場合に限りません。)

1 緩和の内容

(1) 兼任要件の緩和

ア 請負金額

4,500 万円未満。(建築 9,000 万円未満。)

イ 兼任件数

3 件以内。(ただし、市工事以外の工事と兼任する場合は 2 件以内。)

ウ 現場間の距離

兼任しようとする工事現場が 30 分以内。

※年間維持工事等と別工事の現場間の距離がいずれも最短 30 分以内又は現場がいずれも東温市内である場合、年間維持工事等 1 件までは、兼任件数に含めないことができる。

(2) 主任技術者の兼任が認められた工事について

建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定により主任技術者の兼任が認められた工事についても同様に現場代理人の兼任を 2 件まで認める。

(3) 現場代理人変更時の雇用要件の緩和

変更日の前日以前に直接的雇用関係があること。

2 兼任のための手続き

現場代理人を兼任する場合には、契約時に兼任する他の工事の内容について届出すること。

3 注意事項

兼任が認められた場合、発注者及び監督員と携帯電話等で常時、確実に連絡をとれるようにし、発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場等に速やかに向かう等必要な対応ができるようにしてください。